

平成 19 年度（2007 年度）
財団法人ヒロセ国際奨学財団外国人留学生奨学生募集要項

1. 応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、アジア諸国から来日している私費留学生
- (2) 大学の学部又は大学院に在学する者で、平成 19 年 4 月 1 日現在で 35 歳以下のもの
- (3) 修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていないもの
(ただし、月額 5.2 万円（学部学習奨励費の額）以下の奨学金受給は可)
- (4) 学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- (5) 日本語による意思伝達が可能である者
- (6) 国際理解と国際間の友好親善に寄与できる者
- (7) 奨学生交流会（年 4 回を予定。うち 1 回は旅行）に出席できる者

2. 対象学年

学部学生 : 平成 19 年（2007 年）4 月に 3 年次生又は 4 年次生（医・歯等は、5 年次生、6 年次生）として在学する者

大学院学生 : 平成 19 年（2007 年）4 月に正規生として在学する者

ただし、学部学生、大学院学生ともに、所定の最少限の修業年限内の者（いわゆる留年なし）を原則とする。

3. 奨学金

月額 10 万円

4. 奨学金支給期間

原則として、平成 19 年（2007 年）4 月から、平成 21 年（2009 年）3 月までの 2 年間。ただし、各課程の最上級年次の奨学生は、上級の課程（学部から大学院又は、博士前期（修士）課程から博士後期課程）に入学した場合を除き、原則として 1 年間とする。

5. 募集方法

大学を通じて募集する。

6. 応募の手続き

次の書類を揃え、在学する大学において指定する日までに、大学の事務局に提出する。

- (1) 奨学金申請書（所定の様式）
- (2) 履歴書（所定の様式）
- (3) 身上書（所定の様式）

- (4) 在学証明書（大学院各課程入学予定者は、合格通知書（入学許可書）の写し）
- (5) 外国人登録書の写し（住所、氏名、在留資格の確認）
- (6) 成績証明書：現課程のもの。入手不可能の場合は、前の課程のもの又は入学試験の成績・順位等
- (7) 推薦書（学部長又は指導教員による封緘書）用紙は、A4サイズで1頁

7. 選考及び決定

推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考を経て、理事長が奨学生を決定する。なお、必要に応じ、面接を行うことがある。

採用決定者については、4月上・中旬、大学及び本人に通知する。

8. 奨学金の支給の停止又は打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがある。

- (1) 一月以上病気等により又は理由なく長期欠席したとき
- (2) 休学又は外国へ留学したとき
- (3) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (4) 学則により処分を受けたとき
- (5) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (6) 無断で奨学生交流会を欠席したとき
- (7) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (8) その他留学生としての資格を失ったとき
- (9) 本財団若しくは本財団の支援企業の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき

9. 報告書の提出

奨学生は、理事長から要求があったときは、学習の状況（学業成績を含む。）及び生活状況について報告書を提出しなければならない。

10. 注意事項

この要項に記載してある要項についての不明の点があれば、大学の事務室に照会すること。

専任事務に問い合わせること

問い合わせ先（大学の担当者用）

財団法人 ヒロセ国際奨学財団（鳥飼・鈴木）

〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-1 宮原ビル8階

TEL 03-3505-5082 FAX 03-3505-6790